

一般社団法人滋賀県造林公社の経営改善の取組等について

1 造林公社について

(1) 公社設立の趣旨

① 背景

- 戦時に伐採され放置されたままの造林未済地の問題化と相まって、戦後復興によって昭和25年頃から木材需要が増大。
- 昭和30年代以降は高度経済成長期に入り、薪炭から石油やガスへの燃料転換(燃料革命)や化学肥料の一般化、農業の機械化などによって、広葉樹林が利用されなくなった。

② 国の動向

- 広葉樹の緊急増伐を行って木材チップ用材に供し、伐採跡地には成長が良く、建築用材として見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林政策」を推進。
- 拡大造林は、森林所有者の自力による造林を中心に推進されたが、資金や技術等の観点から、自力での植栽が困難な状況が生じた。土地所有者以外の資金や経営技術を導入し、その収益を分収する分収造林を積極的に進めることが必要とされ、昭和33年に分収造林特別措置法を制定。
- これを受けて各都道府県が林業(造林)公社を設置したことから、「分収造林方式」による拡大造林が全国的に推進され、急速に人工林が広がることとなった。

③ 滋賀県の動向

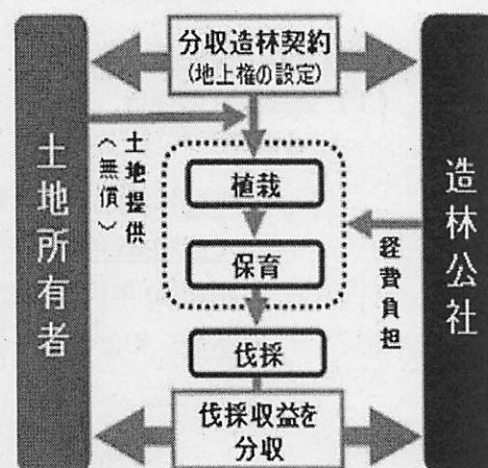
- 本県においても、「びわ湖に流入する水を高度に産業用水として活用しうるようにするとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を趣旨として、本県や県内の市町村や関係団体により「社団法人滋賀県造林公社」を昭和40年4月1日に設立。
- 琵琶湖総合開発計画における造林事業の担い手として、滋賀県造林公社の事業を引き継ぐ形で、昭和49年3月26日に「財団法人びわ湖造林公社」を設立。
- 2つの公社は、土地所有者と分収造林契約を締結し、昭和40年から平成元年にかけて植林し、その植林地は、分収造林特別措置法および林野庁長官通知の趣旨を踏まえ、森林所有者による造林が困難な条件不利の山間奥地に分布している。(別図1)
- なお、平成24年3月1日に、財団法人びわ湖造林公社を吸収合併し、平成25年4月1日に一般社団法人に移行し、「一般社団法人滋賀県造林公社」(以下「公社」という。)となる。

林業公社の設立許可その他の指導監督について(昭和40年4月1日付け林野庁長官通知) 抜粋
公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として(中略)急速かつ計画的に拡大造林を行うとともに、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

(2) 公社特有の事業スキーム

- 分収造林事業とは、造林および育林を行う公社と土地所有者が分収造林契約（令和3年7月末現在：2,197件）を結び、共同で森林を造成し、その森林からの収益を一定の割合[※]で分け合う（分収する）事業である。（図1）
- 公社の植栽や保育、伐採等の事業資金は、旧農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。）、滋賀県、下流社員（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）からの借入金を主な財源とし、将来の伐採収益で弁済することを予定していた。

(図1) 分収造林事業の仕組み



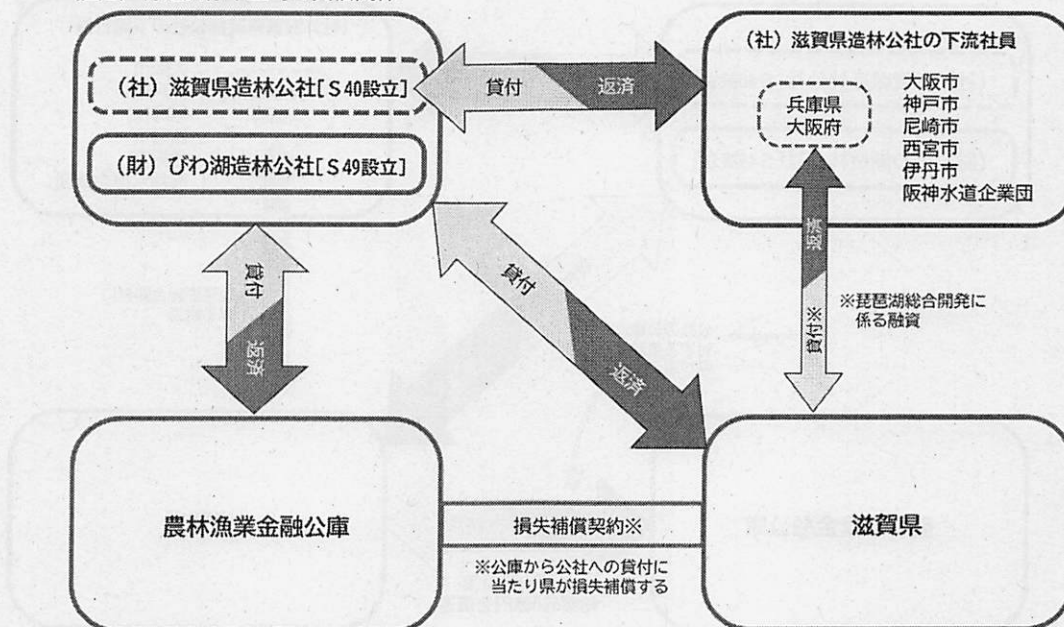
※ 当初契約では公社と土地所有者の分収割合を6：4としていたが、現在は9：1に変更する取組を推進中。

2 債務問題について

(1) 特定調停の申立について (H19)

- 昭和48年頃から始まった事業費の高騰や、昭和55年以降の木材価格の下落など社会経済情勢が変化したうえに、昭和56年および昭和59年の県北部を中心とした豪雪被害などの影響を受けたことにより、見込まれていた間伐の収益が上がらず、公庫への返済のために、本県などから新たに資金を借り入れるという悪循環に陥り、両公社の累積債務は、平成18年度末時点で約1,057億円にも及んだ。
- 公庫からは平成17年度から償還の猶予を認められていたが、平成19年度分の償還猶予は得られず、遂に平成19年4月30日以降延滞状態に入ることとなった。
- なお、公庫からの借入にあたり、本県は公庫と損失補償契約を締結していたため、公社が延滞状態に入ったことにより、本県に対して約490億円の損失補償の一括履行を求められることが明らかとなった。
- 両公社は緊急理事会を開催して、公庫、本県および下流社員に対して累積債務の圧縮のために特定調停を申立てることを決定し、平成19年11月に大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行った。（図2）

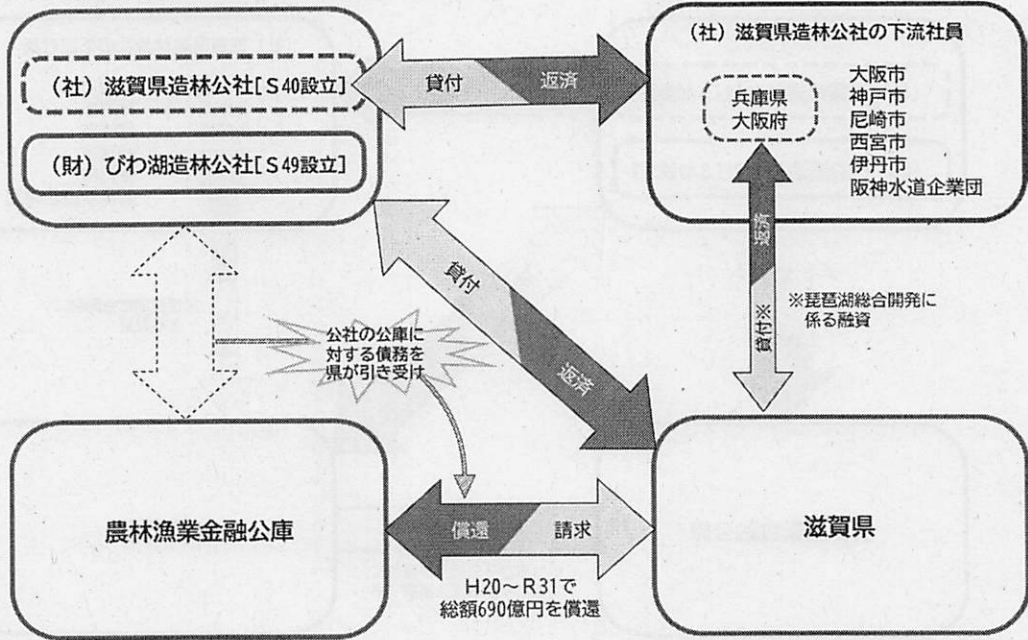
(図2) 特定調停申立時の貸借関係



(2) 免責的債務引受について (H20)

- 公庫は、両公社が全額繰上償還に応じられない場合、あくまで本県に損失補償の実行を求めるとして債務圧縮の協議に応じなかったことから、本県の損失補償の一括履行がいよいよ避けられない見込みとなった。
- 損失補償の一括履行は、財政に多大な影響を与えるため、本県は、これを回避する方策を模索することとなった。
- 当初、公社の公庫に対する債務を、本県と公社が連帯債務の関係を有しながら併存的に引き受ける重疊的債務引受を行うことを平成 20 年 6 月定例県議会で提案したが、総務省より財政援助制限法で禁止する保証契約に該当し法に抵触するとの助言があったため、同年 7 月 16 日にこの議案を取り下げることとなった。
- もう一方の方策であった免責的債務引受は、総務省から財政援助制限法で禁止する保証契約に相当するものと解されない旨の回答を得たため、平成 20 年 8 月 25 日に本県、両公社および公庫は、県議会での予算決議を停止条件とした免責的債務引受契約を締結した。
- 本県は、9 月臨時県議会に関係予算案を提案し、平成 20 年 9 月 4 日にその議決を経た。
- これにより、以後 42 年間にわたり、利息相当分を含め約 690 億円を公庫に対して償還することとなった。(図 3)

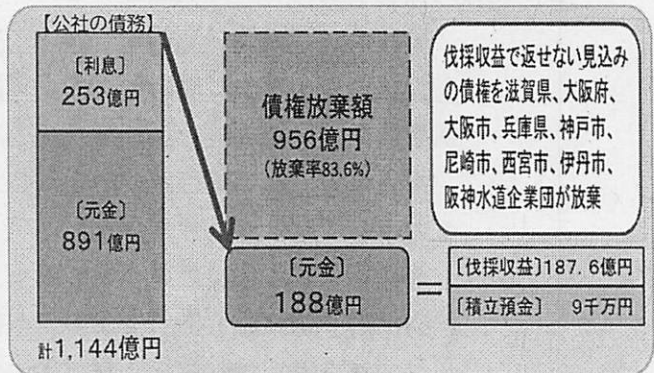
(図3) 免責的債務引受契約時の貸借関係



(3) 特定調停の成立について (H23)

- 平成19年11月に申し立てられた特定調停は、計11回にも及ぶ調停を経て、平成23年3月に本県および下流社員との間で成立し、公社は約956億円もの債務免除を受けた。残りの債務は、将来見込まれる伐採収益を勘案し、本県および兵庫県に対する約188億円になったうえ、全て無利息とされた。(図4)

(図4) 特定調停成立による債務免除(平成23年3月時点)



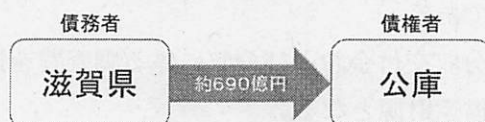
- なお、本県の債権放棄額の中には、平成20年8月25日の免責的債務引受に伴い、その負担の代償として本県と両公社で締結した弁済合意書に基づく約514億円の債権が含まれる。
- 特定調停の調停条項は、琵琶湖周辺の森林が持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与するため、公社が行う分収造林事業等を継続させることを目的として合意されている。
- 調停条項第7条では、公社が行う分収造林事業等によって、水源かん養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本県は公社に必要な指導、助言および支援を行うものとされている。
- 下流社員は、公社による分収造林事業を継続させること、公益的機能の将来にわたる発揮のために本県が支援等を行うことを条件に債権放棄に合意し、特定調停の成立に至っている。

(4) 債権債務の関係性について

① 滋賀県の債務

- 本県は、平成 20 年度の免責的債務引受契約に基づき、令和 31 年度までの 42 年間にわたり、約 690 億円を公庫に対して償還を行う債務を負うこととなった。(図 5)

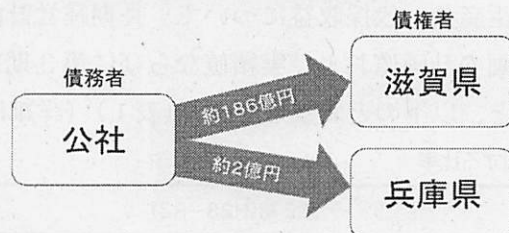
(図5) 公庫債務の引き受けによる本県の債務



② 造林公社の債務

- 公社は、特定調停の成立により、本県に対して約 186 億円、兵庫県に対して約 2 億円の債務額が確定し、各貸付案件の事業が終了するまでに、本県および兵庫県に対して債務額を弁済する債務を負うこととなった。(図 6)

(図6) 特定調停の成立による公社の債務



3 造林公社の収支について

(1) 会計の仕組み

- 公社の会計は、平成 23 年 3 月に制定された「林業公社会計基準」に則って処理されている。公益法人会計基準を全面適用すると、林業公社の特性が考慮されず、会計情報が正しく伝達されない懸念があったため、公益法人会計基準ベースに、林業公社の特性を加味した会計基準が制定された。
- 林業公社会計基準においては、森林資産の時価評価は主伐を決定したときに実施するものと規定されており、それ以外の森林は取得原価をもって貸借対照表価額とするものとされている。

(2) 調停条項に基づく弁済

- 公社は、調停条項第 4 条の規定に基づき、各事業年度で「収益」が生じたときに、本県および兵庫県に対し、残債務の割合（滋賀県：約 97%、兵庫県：約 3%）に応じて弁済している。
- 調停条項でいう「収益」とは「収入」から「支出」を控除したもの。
(収入)・主伐収入、間伐収入、補助金収入、受託収入等
(支出)・造林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金、分収に係る調査費、受託事業費

- なお、同条において、当該収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から3ヶ月以内に支払うものと規定されている。
- 一方、中期経営改善計画でいう「伐採収益」は、主伐を実行した事業地を対象に、造林木を伐採して得られた木材の売払代金および補助金収入から、その伐採から売払いまでに要した費用（伐採、造材、集材、搬出、集積、仕分け、積込、運搬、販売等）を控除したものである。
- 「伐採収益」から分収交付金および分収に係る調査費を控除したものが、本県および兵庫県に対する償還財源となる。

(3) 伐採収益の実績

- 平成27年度より、昭和40年度に植栽した森林が51年生に達したことから、10年間隔で4回に分けて伐採するうちの1回目の伐採を実施しているところである。
- なお、令和5年度には、旧びわ湖造林公社事業地における伐採の開始を予定しており、令和7年度には、旧滋賀県造林公社事業地の2回目の伐採を予定している。
- 伐採面積、木材生産量、伐採収益について、長期経営計画の計画値に対する第2期中期経営改善計画の計画値および実績値ならびに第3期中期経営改善計画の計画値の比率を求めると、以下のとおりとなる。（表1）（詳細は別表1のとおり）

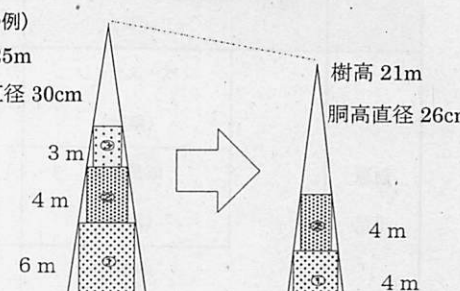
（表1）長期経営計画に対する比率

	第2期(H28-R2)					第3期(R3-R7)		
	長期 計画値	中期 計画値	中期/長期	実績値	実績/長期	長期 計画値	中期 計画値	中期/長期
伐採面積(ha)	262	215	80%	188	70%	505	212	40%
木材生産量(千m)	51.9	40.4	78%	39.7	76%	94.7	36.7	39%
伐採収益(百万円)	794	178	22%	223	28%	1,400	112	8%

- 第3期中期経営改善計画の伐採面積および木材生産量が、長期経営計画に対して約40%となることについて、第3期中に50年目を迎える事業地189箇所のうち、現時点で収益がマイナスとなる事業地やアクセスが困難・作業道の設置が困難な事業地の計101箇所が伐採を延期することが影響している。
- 中期経営改善計画の伐採収益の計画値および実績値が、長期経営計画と乖離が生じていることについて、平成23年3月の特定調停成立以降の平均木材単価の低下、労務費の上昇、造林木の成長が想定を下回ったこと、獣害等による材質の低下によって、収益性が低下していることが影響している。（表2）
- 長期経営計画で予定した収益の確保につながっておらず、現時点においては、特定調停の際に将来の伐採収益を見込んで評価した約188億円の森林資産に見合う収益が得られていない状況である。
- こういった現状を踏まえて、森林資産を再評価することも考えられるが、収益に

影響を与える木材価格や造林木の生育、補助制度、自然環境等の様々な因子を令和50年度まで正確に予測することは困難であるため、5年毎の中期経営改善計画に基づき採算性判定を行いながら着実に事業を推進することが、最も効率的かつ効果的であると考えます。

(表2) 伐採収益低下の要因

項目	変化(H23 ⇒ R1)	備考
平均木材単価(円/㎡)	15,800 ⇒ 9,600	A材 ⇒ B材、C材の増加
労務費単価(円/人・日)	13,400 ⇒ 19,000	公共工事設計労務単価(一社全国建設業協会)より
生産材積(㎡/本)	0.637 ⇒ 0.149	成長量が立木1本から採れる材に及ぼす影響 (A材の例) 樹高 25m 胴高直径 30cm 
販売額(円/本)	9,710 ⇒ 1,430	

(4) 債務超過と事業の継続について

- 伐採開始以降、中期経営改善計画に基づく伐採収益は得られているが、伐採した森林資産に見合う伐採収益がないため、伐採および木材販売の進捗に伴い、その差分の正味財産が減少するという状況が続いている。
- この状況が続くと、負債が資産を上回り、債務超過となることが予測されるが、調停条項に基づく公益的機能を発揮するための本県からの支援や間伐等に係る国等の補助金を活用しながら伐採等を行っており、債務の弁済については、弁済計画を定めず、調停条項に基づき収益が生じたときに弁済することとなっているため、事業が継続される。(別図2)

4 県財政収支との関係性について

- 本県の財政収支見通しについて、中間値では令和4年度から令和8年度にかけて累計863億円の財源不足が見込まれている。そのうち公庫への償還金および公社への出資金として毎年約30億円の支出が伴い、一方で、公社からの伐採収益の実績に基づく弁済金は年間1億円にも満たず、県財政に与える影響は大きいと認識している。(表3)
- 県財政収支の改善のためには、伐採収益の拡大、出資金の抑制につながる経費の節減、補助金の確保、特別交付税措置の拡充要望等に取り組む必要がある。

(表3) 今後の財政収支見通し

(単位:億円)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
ベース ライン	歳入	6,549	6,415	6,385	6,339	6,399	5,908	
	歳出	6,669	6,623	6,588	6,553	6,617	6,074	
成長 実現	歳入	6,549	6,445	6,449	6,432	6,541	6,078	
	歳出	6,669	6,635	6,612	6,591	6,672	6,149	
公社 関係	歳入	弁済金※1	0.28	0.31	0.31	0.31	0.31	0.32
	(参考1)	(第3期中期計画)※2	—	(0.17)	(0.13)	(0.17)	(0.17)	(0.24)
	(参考2)	(特別交付税)※3	(5.0)	(4.8)	(4.5)	(4.3)	(4.0)	(3.7)
	歳出	公庫償還金	27.3	27.4	27.5	27.6	27.6	27.6
		出資金	2	2	2	2	2	2
財源 不足	ベースライン	▲120	▲208	▲203	▲214	▲218	▲166	
	(累計)	—	(▲208)	(▲411)	(▲625)	(▲843)	(▲1,009)	
	成長実現	▲120	▲190	▲163	▲159	▲131	▲71	
	(累計)	—	(▲190)	(▲353)	(▲512)	(▲643)	(▲714)	
	中間値	—	▲199	▲183	▲187	▲175	▲119	
	(累計)	—	(▲199)	(▲382)	(▲569)	(▲744)	(▲863)	

※1 試算時(令和3年2月)は、第3期中期経営改善計画が策定されていないため、令和4年度から令和8年度については、「長期経営計画の計画値」×20%(長期経営計画の計画値に対する第2期中期経営改善計画の計画値の比率)×97%(本県に対する弁済割合)で算出。また、旧びわ湖造林公社分の伐採収益を計上していない。

※2 次回の試算では、第3期中期経営改善計画の計画値を用いて試算する。

※3 林業公社に係る特別交付税の措置予定額を現行制度に基づき試算。

5 公社林の存続について

- 平成27年度より本格的な木材生産の期間に移行するにあたり、公社林の保全活用方法について検討するため、平成30年度から令和元年度にかけて外部有識者による検討会を設置し、検討会の意見を踏まえて、令和元年10月に「公社造林のあり方」について取りまとめた。取りまとめに当たっては、正味財産が減少傾向にあるといった課題を踏まえ、公社林の経営管理を担う主体についても検証を行っている。
- 公社林存続と県営林化を比較したところ、無利子貸付に係る特別交付税措置が受けられなくなるなど、県営林化によるデメリットが大きく、さらに県民負担が増大するという懸念があるため、公社林として存続することが適当と判断したところである。(表4)
- 仮に県営林化に移行する場合、公社によって分収造林事業を継続することを前提とした特定調停の枠組みを崩すこととなり、特定調停に合意した下流団体と再度の調停を要することとなる。
- また、全ての土地所有者から契約者名義の変更について同意を取得する必要がある、土地所有者との分収造林契約やこれまでの契約変更の取組を反故にすることと

なる。下流団体や県民等からの信頼を失うといった財政面以外でも問題が生じることとなる。

- 下流団体や県民等から信用を保ち、県民負担を軽減させるためには、公社が、特定調停の調定条項や分収造林契約を確実に履行し、経営改善に取り組みながら事業を継続させることが最善であると考ええる。
- さらに、琵琶湖を有する本県においては、森林の公益的機能を発揮させるための施業方法が極めて重要となるが、県営林化し主伐が始まっている他府県においては、立木の公売によって落札者が皆伐する形を採用しており、皆伐後の未植栽地が増加している。公社によって、環境に配慮した抜き伐りによる木材生産を行い、また、環境林整備事業による森林整備を実施していくことで、公益的機能を最大限発揮させることにもつながる。

(表4) 公社林存続と県営林化の比較(概略)

		公社林存続	県営林化
メリット	財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子貸付に係る特別交付税措置 ・契約変更等に対する国庫補助金 ・琵琶湖森林づくり県民税の活用 	
	公益的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の発揮 ・針広混交林化を目指した伐採 ・環境林整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の発揮
	林業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保 ・林業従事者の技能向上機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保 ・林業従事者の技能向上機会の創出
	事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・財務管理の透明性の確保 ・柔軟で自由な木材販売の実施 ・柔軟な自由な委託発注の実施 ・民間企業からの受託事業の実施 ・全国組織として国への要望の展開 ・現場や土地所有者等の情報集積・活用 ・隣接の個人有林との連携 	
デメリット	財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的・人的支援の継続 ・貸付金償還の不確実性 	<ul style="list-style-type: none"> ・代物弁済による消費税 ・無利子貸付に対する特別交付税措置の喪失 ・契約変更等に対する国庫補助金の適用範囲外 ・国庫補助金残額の全額負担 ・県営林事業の人件費・管理費の負担 ・債権の消滅
	公益的機能		<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐後の未植栽地の増加(他府県の事例) ・環境林整備事業の適用範囲外
	林業振興		
	事業実施		<ul style="list-style-type: none"> ・関係下流団体・県民・土地所有者からの信頼低下 ・土地所有者の同意と契約変更 ・財務管理が不透明 ・法令・規則に基づく財産処分(適期の木材販売が困難) ・国への制度改善要求の機会の減少 ・現場や土地所有者等の情報の再構築

6 財政負担、県民負担軽減のための取組について

(1) 財政収支の改善につなげる公社の努力

① 組織体制

- 昭和40年に社団法人滋賀県造林公社を設立し、各地域に順次出張所を開設した。昭和49年には、本社（大津市）、4出張所（旧木之本町、旧今津町、旧永源寺町、旧水口町）体制となり、昭和60年には職員数が最大の46名（県派遣6名、プロパー40名）となった。
- 以降は、経費節減や運営の効率化のため、昭和62年に4支所（出張所を支所に変更）を2支所に統合、平成15年に支所を閉鎖し本社に一本化、平成24年には旧びわ湖造林公社を吸収合併するなど、組織体制の見直しを行ってきた。これに併せて、人件費を圧縮するため、令和3年は最も職員が多かった昭和60年の約半数の22名（県派遣10名、プロパー4名、嘱託職員等8名）で事業運営を行っている。
- 今後も、分収造林事業等をはじめとした公社事業を着実に実施するため、各年度における事業に対応した合理的かつ効率的な組織体制の整備を一層図る。
- 第2期中期経営改善計画に比べて、第3期中期経営改善計画期間中の総事業箇所数は増えているが、業務の効率化に努めることにより、体制を維持しながら事業箇所当たりの人員を抑制することができている。（表5）

（表5）事業箇所数と体制の比較

	事業箇所数 (箇所)	平均 (箇所/年)	人員(※1) (人)	人当たり(※2) (箇所/人)	箇所当たり (人/箇所)	【参考】(※3) 職員総数
第2期中期計画	111	22.2	8	2.8	0.36	24
第3期中期計画	137	27.4	8	3.4	0.29	22

（※1）生産販売課および森林管理課の課員。（課長を除く）人数は計画期間中の平均値。

（※2）第2期中期経営改善計画と同じく一人当たり2.8箇所の事業地を持つ場合、9人の人員が必要。

（※3）人数は計画期間中の平均値。

② 第3期中期経営改善計画における収益向上の取組

- 伐採現場の事前調査について、ドローンを利用した情報通信技術（ICT）の活用により業務の効率化を図り、経費を節減する。
- 木材の生産について、公社林と隣接して、森林組合等の林業事業体の事業地がある場合、事業体が設置した作業道や山土場を使用させてもらうなど、林業事業体と連携を強化し、費用を節減するよう取り組む。
- また、地形条件に応じ、最適な作業システム（生産方法、路網配置、導入機械等）を構築するよう指導し、事業費の圧縮を図るよう取り組む。
- 公社単独で、造林補助金の補助条件である森林経営計画が策定できない場合、公社林の計画を含めた森林経営計画を策定するよう森林組合と調整し、補助条件を満たすよう取り組むとともに、伐採・搬出業務と補助金申請事務等も含めて委託し、事務経費の節減に努める。

- 生産する丸太には、品質にバラつきがあり、品質により仕分けを行い、販売を行う。生産する丸太の多くが安価のC材の場合、収益を得ることは難しいが、販売方法を工夫し、仕分け作業を省き経費を圧縮するなど、収益が生まれるよう取り組む。
- 木材の運搬について、大型トレーラー等を活用し一度に大量の丸太を運搬するなど、運搬経費の節減に努める。

③ 収支改善を意識した日常業務

- 木材の生産において、基本的に作業道が必要となるが、低コストで壊れにくい作業道となるよう、勾配、排水処理、法面高、法面の早期緑化等、事業体に技術的な指導を行い、費用を抑えるよう取り組んでいる。
- 木材の生産において、市場動向を注視し、最も高く売れる長さで採材をするよう取り組んでいる。例えば（12mの素材であれば3mの丸太を4本とるのか、4mの丸太を3本とるのか、6m丸太を2本とるのか、随時、採材方法を変更）
- 販売先の要望に応じて、根張り（幹と根を繋ぎ、太くなっている部分）を切断するか、しないか、有利に販売できる造材方法を選択している。
- いわゆる「ウッドショック」において、建築用材が不足していることや高い金額で取引されていることから、A材の比率を高めた生産を行っている。

(2) 財政収支の改善につなげる滋賀県の努力

① 指導助言や技術支援による成果

- 公社の債務を引き受けたことに伴い、県財政に多大な影響を与えることに鑑み、平成21年3月に関与条例を制定し、関与条例に基づき毎年指導および助言を行っている。
- また、平成27年度の伐採開始時期に合わせて、県派遣職員を増員し、森林経営計画の作成や生産および販売に関する実務指導を行ってきた。これまで、公社では、植栽や保育のみを行ってきたため、木材生産・販売に関するノウハウを有さなかったが、県職員を派遣したことにより、公社における木材生産・販売に関する基盤の整備につながった。
- さらに、今年度より、更なる伐採収益の確保に向けた木材生産や販売方法について、県職員が公社職員向けに現場研修を実施しており、公社職員の現場作業における技能の向上を図っている。

② 特別交付税措置に関する政府要望および森林県連合等の提言

- 国の推進する拡大造林政策に従って、公社による森林整備を実施してきたことを踏まえ、本県は、政府要望において、造林公社の抜本的改革や公的管理森林における公益的機能の持続的発揮について支援を求めてきたところである。
- 平成20年度には、免責的債務引受により公社の債務を引き受けたことから、特別

交付税措置の大幅な拡充（債務引受を支援対象に追加、措置率・上限額の引き上げ）を要望した。

- 平成 20 年度までは、人工林の伐期延長や複層林化による天然林化を促進する取組を行う林業公社のうち一定の要件（森林の公益的機能の維持増進のため、公社造林のうち長伐期化や複層林化を行う割合が一定量以上となること等）を満たすものに対し、都道府県が利子補給及び無利子貸付を行う場合に、利子補給額及び無利子貸付に係る利子負担分（長伐期化や複層林化を行う部分）について特別交付税が措置されていた。
- 本県の要望活動等の結果、平成 21 年度より、都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額についても支援の対象と追加され、また措置率、上限額ともに引き上げられることとなった。（表 6）
- 平成 21 年度に支援が拡充されたものの、公社に対する貸付や債務引受に係る公庫への償還は、依然として県財政にとって大きな負担となっているため、更なる拡充を求めて、政府要望を継続する必要がある。

（表 6）特別交付税措置の経過等

	～平成 20 年度	平成 21 年度～	平成 26 年度～	現在の要望内容
支援対象 (利子負担分)	●利子補給 ●無利子貸付	●利子補給 ●無利子貸付 ● <u>公社の債務引受</u>	●利子補給 ●無利子貸付 ● <u>公社／解散公社の債務引受</u>	●利子補給 ●無利子貸付 ● <u>公社／解散公社の債務引受</u>
措置率	20%	<u>50%</u>	50%	<u>80%</u>
上限額	2億円	<u>5億円</u>	5億円	<u>10億円</u>

- また、林業公社に関する課題を抱える都府県で構成される「森林整備法人全国協議会」や「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」においても同様に、林野庁および総務省に対して、財政支援や金融支援等の拡充・創設について提言活動を実施している。今後も、林業公社に関する社会的な動向を他の都府県と共有し、連携を図りながら、公社の経営改善や県財政負担の軽減につながる支援が措置されるよう、粘り強く提言活動を継続する。
- ③ 公庫債務の減免について
- 平成 20 年度の債務引受に当たっては、県民負担が軽くなるよう、本県は公庫との交渉に最大限の努力をした結果、債務の一括弁済ではなく長期分割弁済や遅延損害金の減免、平成 17 年度からの延滞分の分割弁済、高金利債務の優先償還など、公庫から一定の配慮をいただいた。
 - 「森林整備法人全国協議会」や「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の毎年の提言活動においては、公庫債務の利息負担の軽減や償還の猶予

など債務減免についても求めているところである。

- なお、「森林整備法人全国協議会」の提言では、地方公共団体が公社の債務を引き受けた場合についても同様に、これらの支援の対象とすることを要望している。
- 公庫に対する債務が、地方公共団体の財政に与える影響は非常に大きいことから、公庫債務が減免されるよう、引き続き地方公共団体が一丸となって、提言活動を実施していく必要がある。

7 今後の滋賀県森林・林業への貢献

- 25年間にわたる植林により造成された公社林は、本県の森林面積の約1割を占め、人工林面積の約1/4にも上っており、奥地に存する琵琶湖の水源林として重要な役割を果たしている。本県においては、琵琶湖の水源林を保全することを目的に、公社を含む全ての事業体に間伐等に対して、本県独自の補助率の嵩上げを行い、公益的機能の発揮を支援してきた。
- 公社が行う天然更新を目指した複数回の抜き伐りや環境林整備事業は、水源かん養機能等の公益的機能の更なる発揮に大きく寄与するとともに、森林整備における間伐施業を通じたJ-クレジット創出の取組は、CO2 ネットゼロ社会の推進に貢献するものである。
- また、森林組合等に外注して生産および販売を行う事業地は、令和2年度で18箇所あり、年間約1万立方メートルの木材を生産しており、本県木材生産量の約1割を占めている。
- 公社の事業発注により、林業従事者の経営ノウハウや施業技術の向上だけでなく、雇用の安定や県外の合板工場等への共同出荷などを下支えしており、林業事業体の持続可能な森林経営を目指すうえでも、欠くことのできない存在となりつつある。
- 本県の森林を将来にわたり守るためには、公社林という形態で事業を継続することが最適と考えるが、県財政に大きな影響を与えていることを踏まえ、公社と本県が一体となって経営改善に最大限の努力を尽くし、公社事業を通じて本県の今後の森林・林業の更なる発展に貢献していく必要がある。
- また、公社造林の推進により、水源かん養をはじめ、木材生産、雇用創出、山村振興等に貢献してきた面もあるが、社会情勢の変化により林業経営の困難さが一般的に認識される中においても、多様な公共目的の達成を重視し過ぎ、公社の財務状況や経営状況等を十分に確認せず、公社経営を見直すなど抜本的な対策を早急に講じなかったこと、その結果として、県民等に多大な負担を強いたことは、重大な問題であったと認識している。
- 公社においては、常に社会経済の動向を注視しながら、本県の適切な関与のもと、経営改善に努めていくとともに、本県においては、これまでの過度な拡大造林政策の反省を踏まえ、採算の合う森林では、主伐・再造林により資源循環を促進する「循環林」とし、採算の合わない奥地林等では、自然のサイクルにより維持される「環

境林」とするよう適確にゾーニングし、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう次代を見据えた政策を展開していく。

(別図1) 造林公社営林地位置図

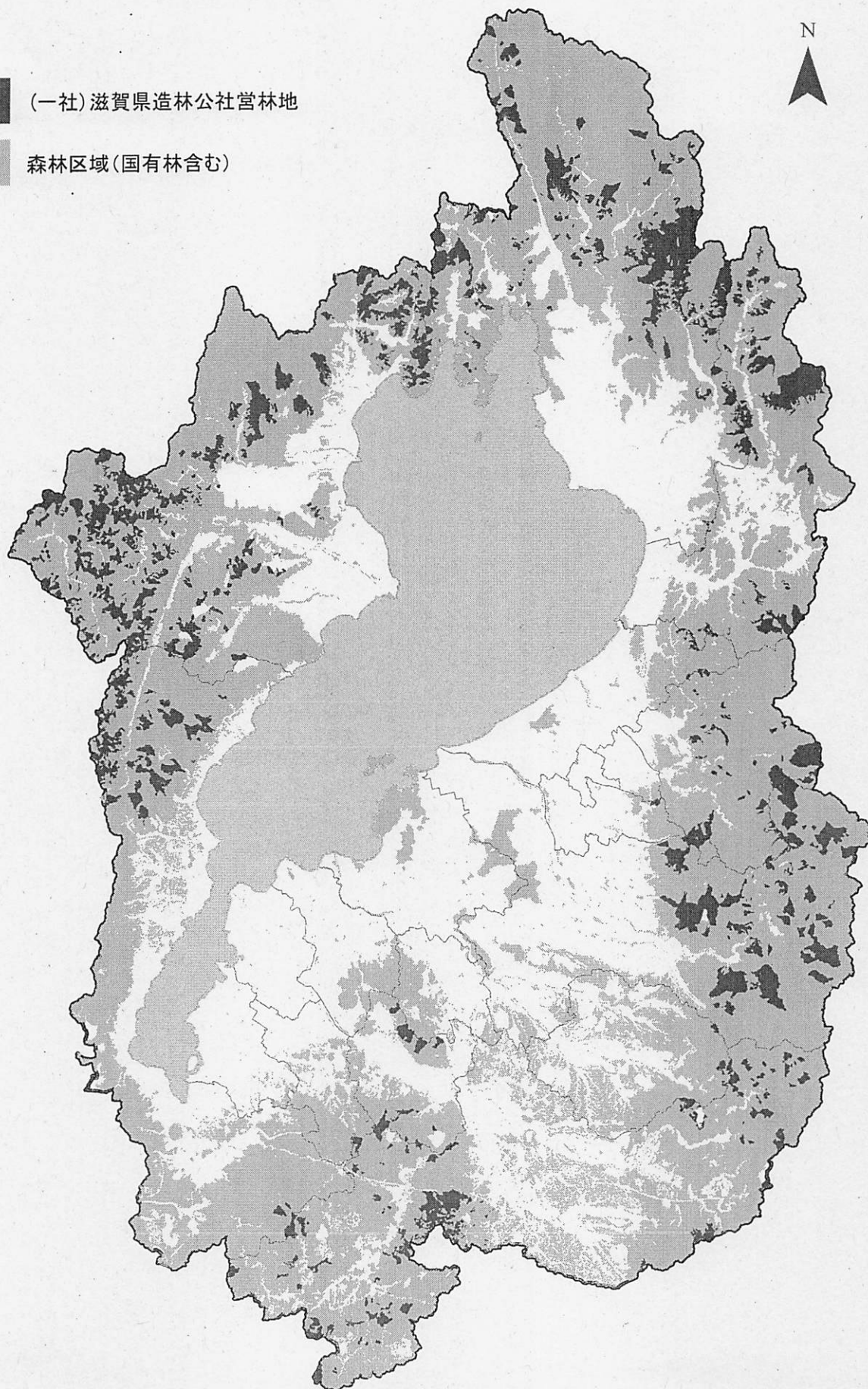
凡例



(一社) 滋賀県造林公社営林地



森林区域(国有林含む)

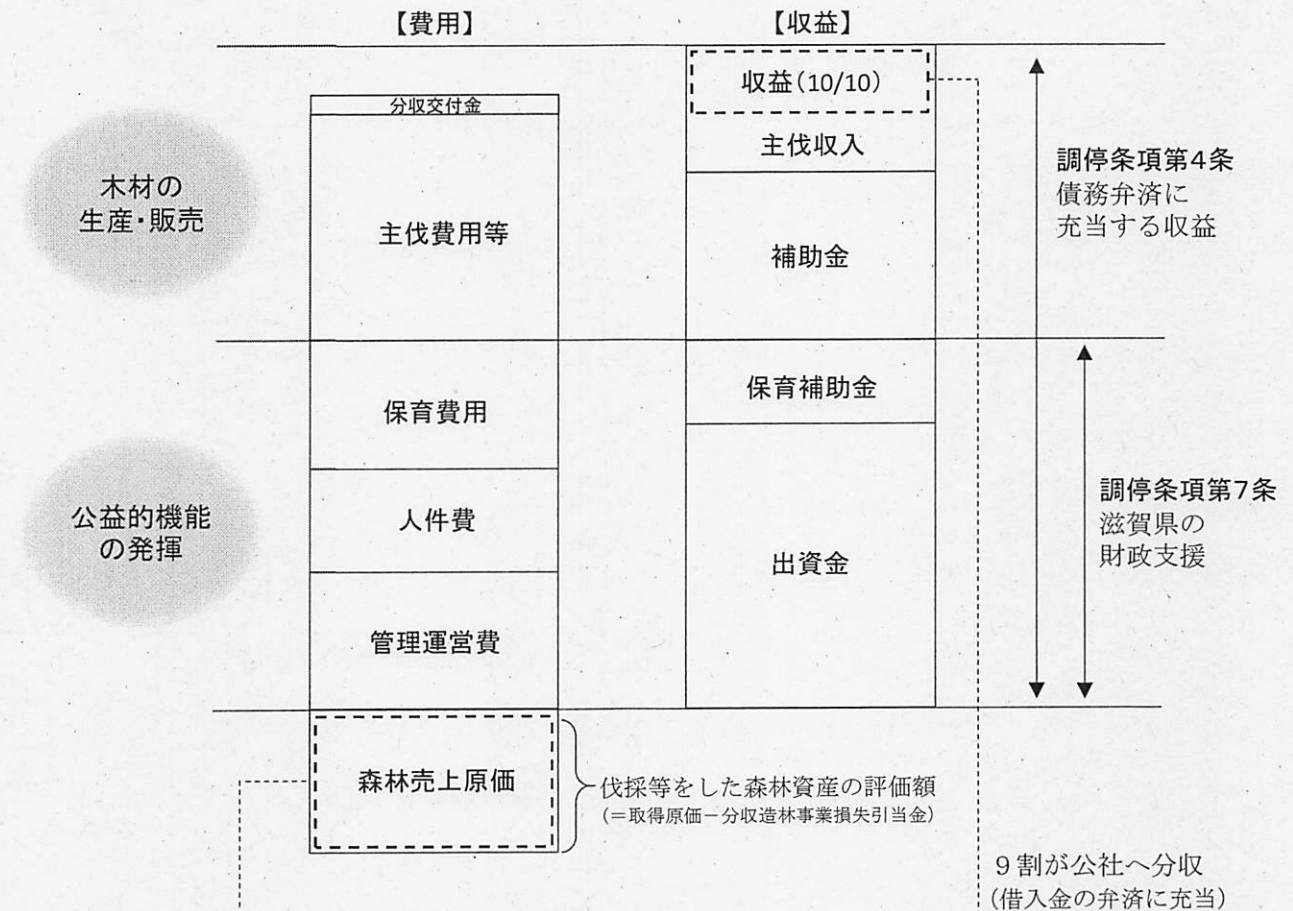


(別表1)木材生産に係る計画値および実績値の推移

			第1期	第2期						第3期					
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	R3	R4	R5	R6	R7	計
伐採面積	ha	長期	2	42	55	55	55	55	262	55	55	125	135	135	505
		中期	2	27	34	38	44	72	215	42	40	42	36	52	212
		実績	5	27	29	46	47	39	188	-	-	-	-	-	-
木材生産量	千m ³	長期	0.4	8.3	10.9	10.9	10.9	10.9	51.9	10.9	10.9	23.1	24.9	24.9	94.7
		中期	0.4	5.3	6.2	6.8	8.2	13.9	40.4	7.1	6.6	7.5	6.4	9.1	36.7
		実績	1	5.2	6.8	8.2	10	9.5	39.7	-	-	-	-	-	-
伐採収益	百万円	長期	5.6	135	169	167	162	161	794	162	162	344	364	368	1,400
		中期	5.6	17	27	31	40	63	178	22	17	20	22	31	112
		実績	2.3	27	34	46	44	72	223	-	-	-	-	-	-

(別図2) P/LとBSの関連性について

正味財産増減計算書(P/L)



評価額に見合う
森林資産を取崩
※潰れ地分は便宜的に省略

貸借対照表(BS)

